

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	後期高齢者医療制度に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四條畷市は、後期高齢者医療制度に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

四條畷市長

公表日

令和5年10月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療制度に関する事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、その他後期高齢者医療制度に関する法律及び条例に基づく後期高齢者医療制度に関する事務で、四條畷市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者資格管理、保険料賦課、一部負担金判定等に必要の情報を入手し、大阪府後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に提供し、広域連合から被保険者情報の提供を受ける</p> <p>②被保険者の資格に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none">・年齢到達、転居・転出入、死亡等の異動に伴う資格取得及び喪失の届出受付や管理等・被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証等に関する申請受付及び交付 <p>③後期高齢者医療制度に係る給付に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none">・療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費等の支給に係る申請受付 <p>④後期高齢者医療保険料の通知及び徴収等に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none">・保険料決定・変更通知書の発行・保険料の徴収等(収滞納状況及び口座情報の管理・異動を含む)に関する事務・保険料減免申請の受付
③システムの名称	住基システム、税務情報システム、特別徴収情報管理システム、滞納整理システム、後期高齢者医療システム、中間サーバー、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項 別表第一の59の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)の第46条・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>1 情報照会の根拠</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号 別表第二の82の項・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 <p>2 情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号 別表第二の80及び83の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条、第43条の2、第43条の2の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	四條畷市 総務部 総務課 〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 電話:072-877-2121(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
	四條畷市 健康福祉部 保険年金課

連絡先

〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号
電話:072-877-2121(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	I-5-② 所属長	保険年金課長 若杉 謙二	保険年金課長 今井 克己	事後	
平成29年3月31日	II-1 対象人数	平成27年5月28日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成29年3月31日	II-2 取扱者数	平成27年5月28日時点	平成28年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	I-5-②所属長の役職名	保険年金課長 今井 克己	保険年金課長	事後	
令和1年6月26日	II-1 対象人数	平成28年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	II-2 取扱者数	平成28年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策	なし	項目の新設	事後	
令和3年2月11日	II-1 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年2月11日	II-2 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年2月11日	IV-8 監査	内部監査	自己点検	事後	
令和3年7月1日	II-1 対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年7月1日	II-2 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年8月24日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正(令和3年9月1日施行)に伴う番号ズレを修正
令和4年3月10日	I-1-② 事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、その他後期高齢者医療制度に関する法律及び条例に基づく後期高齢者医療制度に関する事務で、四條畷市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①被保険者資格管理、保険料賦課、一部負担金判定等に必要な情報を入手し、大阪府後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に提供し、広域連合から被保険者情報の提供を受ける ②被保険者の資格に関する事務 ・年齢到達、転居・転出入、死亡等の異動に伴う資格取得及び喪失の届出受付や管理等 ・被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証等に関する申請受付及び交付 ③後期高齢者医療制度に係る給付に関する事務 ・療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費等の支給に係る申請受付 ④後期高齢者医療保険料の通知及び徴収等に関する事務 ・保険料決定・変更通知書の発行 ・保険料の徴収等に関する事務 ・保険料減免申請の受付	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、その他後期高齢者医療制度に関する法律及び条例に基づく後期高齢者医療制度に関する事務で、四條畷市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①被保険者資格管理、保険料賦課、一部負担金判定等に必要な情報を入手し、大阪府後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に提供し、広域連合から被保険者情報の提供を受ける ②被保険者の資格に関する事務 ・年齢到達、転居・転出入、死亡等の異動に伴う資格取得及び喪失の届出受付や管理等 ・被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証等に関する申請受付及び交付 ③後期高齢者医療制度に係る給付に関する事務 ・療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費等の支給に係る申請受付 ④後期高齢者医療保険料の通知及び徴収等に関する事務 ・保険料決定・変更通知書の発行 ・保険料の徴収等(収滞納状況及び口座情報の管理・異動を含む)に関する事務 ・保険料減免申請の受付	事前	
令和4年8月12日	II-1 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年8月12日	II-2 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年1月30日	I-3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の59の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)の第46条	・番号法第9条第1項 別表第一の59の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)の第46条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事前	
令和5年1月30日	I-4-② 法令上の根拠	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の82の項 2 情報の提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の80及び83の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の82の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条 2 情報の提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の80及び83の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条、第43条の2及び第43条の2の2	事前	
令和5年9月29日	II-1 対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年9月29日	II-2 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	